

令和2年4月8日

関係者各位

経 済 産 業 省
中部近畿産業保安監督部
北陸産業保安監督署

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う電気事業法等に基づく手続きについて
(郵送等のお願い)

令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」が、7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象として発令されました（緊急事態措置を実施すべき期間：令和2年5月6日まで）。

こうした状況を踏まえ、当管内においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、当課で受付している電気事業法・電気工事士法・電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく手続きの申請・届出や相談については、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

なお、本対応については、今後、状況の変化に応じ内容を変更する可能性があることを申し添えます。

○電気事業法等に基づく手続きの申請・届出について

当課の窓口における受付は、当面の間、原則として行わず、郵送等による申請・届出をお願いします。なお、受領印が必要な場合は、正副2部及び返信用の封筒（切手貼付、返信の宛先を記載してください。）を同封して送付ください。ご不明な点がございましたら、電話にてお問い合わせください。

○相談等について

窓口での相談受付は、当面の間、原則として行いませんので、電話にてご相談ください。

○当課の連絡先

住所：〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山地方合同庁舎3階

TEL：076-432-5580

受付時間※：9：00～17：00

※平日の12時～13時、土日祝日を除く。